

## 沿線イベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JR美祿線の利用促進及び地域の活性化を図るため、JR美祿線を活用した地域活性化イベント（以下「イベント」という。）に対し、その事業に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 JR美祿線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、イベントを主催するもの（以下「主催者」という。）が開催するイベントに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 イベントは、広くJR美祿線沿線住民へ周知し、JR美祿線乗車による集客を行うものとする。

3 補助金の交付額は、イベント開催に要する経費の2分の1又は別表1に定める額のいずれか少ない額とする。ただし、イベント参加人数に対するJR美祿線利用人数が著しく少ない場合は、イベント開催に要する経費のうちJR美祿線利用に係る経費を上限とする。

4 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、沿線イベント支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 沿線イベント支援事業事業計画書（別記様式第2号）

(2) 沿線イベント支援事業収支予算（精算）書（別記様式第3号）

(3) 前2号のほか、会長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、沿線イベント支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認の申請)

第5条 申請者は、第3条に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちに沿線イベント支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第5号）を会長に提出

し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、沿線イベント支援事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前2条の規定による補助金交付決定通知を受けた申請者は、当該事業を完了したときは、速やかに沿線イベント支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に会長が必要と認める書類を添えて、報告しなければならない。

（補助金の確定）

第7条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、沿線イベント支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条に規定する通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、沿線イベント支援事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途へ使用したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行し、平成25年4月1日以後の事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日以後の事業について適

用する。

別表1（第2条関係）補助金額算定表

利用者数	補助金額
30 人未満	30,000 円
30 人以上 100 人未満	50,000 円
100 人以上 200 人未満	70,000 円
200 人以上	100,000 円

往復利用者は 2 人として数える。

別記様式第1号(第3条関係)

沿線イベント支援事業補助金交付申請書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

㊟

(電話

)

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 沿線イベント支援事業事業計画書 (別記様式第2号)

(2) 沿線イベント支援事業収支予算書 (別記様式第3号)

(3) その他会長が必要と認める書類

(イベントチラシ、チケット等は、J R美祢線利用促進協議会から助成を受けていることを必ず表示すること)

別記様式第2号(第3条関係)

沿線イベント支援事業 事業計画書

- 1 事業名
- 2 趣旨及び目的
- 3 期日及び開催場所
- 4 参加人数及びJR美祢線利用人数
- 5 内容（行事行程等）
- 6 開催経費
- 7 その他

別記様式第3号(第3条関係)

沿線イベント支援事業 収支予算(精算)書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
沿線イベント支援事業 補助金		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

別記様式第4号（第4条関係）

沿線イベント支援事業補助金交付決定通知書

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました沿線イベント支援事業補助金について、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会  
会長

記

1 対象事業名

2 事業に要する経費 金 円

3 補助金交付決定額 金 円

別記様式第5号（第5条関係）

沿線イベント支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

印

（電話

）

年 月 日付けで補助金決定通知のありました事業の実施については、下記のとおり変更したいので、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 関係書類は、別記様式第1号から別記様式第3号に準じる。補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費を、比較対象できるよう記載すること。

沿線イベント支援事業補助金交付決定変更通知書

申請者名

年 月 日付けで事業内容の変更申請のあった沿線イベント支援事業補助金については、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、年 月 日付け交付決定を下記のとおり変更し、交付することに決定したので通知します。

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会  
会長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付けで変更申請のあった事業とし、その内容は変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

区 分	当 初	変 更 後
事業に要する経費	円	円
補助金交付決定額	円	円

別記様式第7号(第6条関係)

沿線イベント支援事業補助金実績報告書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所  
団体名  
氏 名 ⑩  
(電話 )

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の成果
- 3 期日及び開催場所
- 4 参加人数及びJ R美祢線利用者人数
- 5 内容 (行事行程等)
- 6 添付書類
  - (1) 沿線イベント支援事業収支精算書 (別記様式第3号)
  - (2) 事業を実施したことが分かる写真
  - (3) その他会長が必要と認める書類

別記様式第8号（第7条関係）

沿線イベント支援事業補助金交付額確定通知書

申請者名

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会  
会長

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第9号(第8条関係)

沿線イベント支援事業補助金交付請求書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

(電話

☎

)

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

事業名	事業費	補助金額	備考
	円	円	

振込先

金融機関名		ゆうちょ銀行に振込む場合には、3桁の店番が必要です。
本店・支店		
口座種別	普通・当座 その他 ( )	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		